

中小企業向け会計基準の現状と課題

— 資金情報の開示を中心に —

石坂信一郎*¹ 小倉幸雄*² 角田健三*³
菱沼公嗣*⁴ 成松祐輔*⁵

- I はじめに
- II 中小企業を取り巻く環境の変化と中小企業向け会計基準の必要性
 - 1. 会計の国際化と中小企業の会計
 - 2. 衆参両院の附帯決議と中小企業の会計
 - 3. 内外の環境変化と中小企業の会計
- III 中小企業向け会計基準発展の経緯
 - 1. 黎明期
 - 2. 3基準の並存期
 - 3. 中小会計指針の策定
 - 4. 中小会計要領の策定
- IV わが国の中小企業政策と中小企業向け会計基準
 - 1. 中小企業経営力強化支援法の制定
 - 2. 中小企業経営力強化支援法における中小会計要領の位置づけ
- V 中小企業の資金調達と中小企業向け会計基準
 - 1. 指標にみる中小企業の資金調達
 - 2. 中小企業の資金調達における情報開示の現状
- VI 中小企業における資金繰表とキャッシュ・フロー計算書の役割
 - 1. キャッシュ・フロー計算書の役割
 - 2. 資金繰表の役割
 - 3. キャッシュ・フロー計算書と資金繰表の相違とその有用性
- VII むすびにかえて

I はじめに

わが国の中小企業は、2013年版中小企業白書の統計資料によれば、企業数で企業全体の99.7%、常用雇用者・従業者数で全体の66.0%を占めている。したがって、中小企業がわが国の経済を支えているといっても過言ではない。当然のごとく、地域経済においても中小企業は重要な役割を果たしており、それを健全に発展させ育成し、その経営を向上させることは地域の大きな課題である。

しかしながら、内需の減退や東日本大震災による影響など、中小企業を取り巻く環境は厳しく、その経営体質の一層の強化が求められている。そのようななか、2012年6月には「中小企業経営力強化支援法」が成立・公布された。同法では中小企業を経営と金融の面から一体的に支援するものとされ、地域金融機関や税理士事務所を支援機関として取り込み、中小企業に専門性の高い支援を提供することを意図している。そして、同年3月に中小企業向け会計基準として策定された「中小企業の会計に関する基本要領」(以下、中小会計要領という。)は、同法における経営と金融の一体的支援の取組みの中心に据えられている。

本稿では、中小会計要領を含めた中小企業向けの会計基準について、その現状と課題を考察する。まず、中小企業を取り巻く環境がどのように変化し、中小企業向け会計基準の必要性が高まったのか、今日まで中小企業向け会計基準がどのように発展してきたのかを概観したい。さらに、近年のわが国の中小企業政策における中小企業向け会計基準の位置づけを確認したい。そして、わが国の中小企業向け会計基準では開示が求められていない資金繰表とキャッシュ・フロー計算書について、その役割と有用性を検討してみたい。

II 中小企業を取り巻く環境の変化と中小企業向け会計基準の必要性

1. 会計の国際化と中小企業の会計

1990年代後半から、わが国の会計基準と国際

* 1 岐阜経済大学経営学部教授

* 2 岐阜経済大学経営学部教授

* 3 岐阜経済大学非常勤講師・地域経済研究所奨励研究員

* 4 岐阜経済大学非常勤講師・地域経済研究所奨励研究員、税理士

* 5 岐阜経済大学非常勤講師・地域経済研究所奨励研究員

会計基準審議会（IASB）が設定する国際会計基準・国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンス（収斂）のため、証券取引法（現在の金融商品取引法）による新しい会計基準が矢継ぎ早に導入された。しかし、新しい会計基準の対象は、主に大企業であり、中小企業に適用することが必ずしも適当ではないこと、その適用について検討の余地があることが指摘されていた。

2. 衆参両院の附帯決議と中小企業の会計

2002年の商法改正において、計算関係規定が法務省令に委任された。この省令委任は、遅れがちであった会計実務に対する商法の対応を改善するものである。すなわち、法律の改正よりも法務省令の改正の方が迅速に可能であり、会計基準の激しい変化に対応するためには迅速性が求められるからである¹⁾。この省令委任は、前述のような、IFRSとのコンバージェンスを進める新会計基準に対して、商法も弾力的に対応しようとしたものである。しかし、商法の対象には中小企業も含まれており、中小企業の会計処理に過重な負担をかけることが懸念された。そのため、衆参両院の附帯決議では、中小企業に対して過重な負担を課すことのないよう、必要な措置を講ずることとされた。この附帯決議によって中小企業の会計のあり方が問われ、それを検討することとなった。

3. 内外の環境変化と中小企業の会計

わが国の中小企業を取り巻く内外の環境変化として、例えば、中小企業庁〔2012b〕は、第一に、人口減少・少子高齢化による国内需要の減少、およびアジア等の新興国との競争激化と新興国の市場拡大による販路・競争戦略の変質、第二に、わが国の大企業の海外進出の進展による国内取引構造の変質に起因した大企業依存型の取引構造の限界、第三に、為替（円高・円安）や東日本大震災の影響等の事業制約要因の増大、第四に、景気の不透明感、地方経済の疲弊により地域の重要性が見直されるようになったことをあげている²⁾。

また、中小企業庁が2002年に取りまとめた「中

小企業の会計に関する研究会報告書」では、多くの中小企業における経営上の課題として、需要の停滞と資金調達の難しさをあげている。需要の停滞は上記のような事業環境の構造的変化によるものであるが、資金調達の難しさについては、地価の下落によって、従来のように土地を担保とした資金調達が限界に達していること、金融機関の中小企業への貸し出しは縮小傾向にあり、メインバンク中心の資金調達が難しくなっていることをあげている³⁾。ごく最近では、景気が回復基調にあることにより、資金繰り環境が好転しつつあるようであるが、中小企業、特に小企業では、資金調達が難しいことには変わりがない。

このような資金調達における環境変化にともない、金融機関では以前よりも中小企業の財務状況を重視して融資を行う傾向が強くなってきている。円滑な融資を受けるためには、金融機関に信頼される計算書類の作成が必要になり、そのための会計基準の整備の必要性も増大したのである。

III 中小企業向け会計基準発展の経緯

1. 黎明期

前述の中小企業を取り巻く環境の変化を受け、中小企業向け会計基準の必要性は高まった。中小企業向け会計基準についての議論は、近年においてとみに高まっているのであるが、戦後間もなくの頃にも、中小企業向け会計基準（正確には記帳システム）が策定されている。

ここで、わが国における中小企業向け会計基準の発展を簡単に振り返ってみたい。わが国最初の中小企業における記帳システムの指針は、経済安定本部企業会計制度対策調査会により1949年12月に策定された中小企業簿記要領である。この要領は、大企業向けの企業会計原則（1949年）とは別の、中小企業における記帳システムの指針の必要性に迫られてのものである⁴⁾。シャープ勧告にもとづく1950年の税制改革では、青色申告制度が導入されたが、その背景として、帳簿書類を備え付けて、取引を記帳している納

税者が少なかったことがあげられる。租税行政に対する納税者の協力を確保して、申告納税の水準を高めるためには、正確な記帳慣行が必要であったが、当時はそのような状況ではなかった⁵⁾。そして、中小企業では、大企業のような完備した会計システムを導入することは困難であったため、最低限必要な簿記の範例を公表する必要があったのである⁶⁾。

そして、1953年には、中小企業庁より中小会社経営簿記要領が公表され、1975年に改定が行われている。この中小会社経営簿記要領も中小企業における記帳システムの指針を示すものであった。中小企業簿記要領は個人企業を対象とし、中小会社経営簿記要領は法人企業を対象としているところに違いがある。

その後、近年にいたるまで、中小企業における会計では、情報の開示という視点はあまり重視されず、商法（現会社法）の枠組みの中で、税務申告や自社の資金繰りの把握を中心に行われてきた。

2. 3 基準の並存期

2002年の商法改正における衆参両院の附帯決議を直接の契機として、同年3月には中小企業庁に「中小企業の会計に関する研究会」が設置され、同年6月には「中小企業の会計に関する研究会報告書」（中小企業向け会計基準として「中小企業の会計」を含む）が公表された。この中小企業庁の報告書では、「会計実務、運用に関する事項には立ち至っていないが、こうした面も含め、専門家団体等による今後の検討の深化により、中小企業の会計について一層の充実が図られていくものと考えている。」⁷⁾とされ、実務や運用の詳細が省略されてはいるが、中小企業の会計の望ましいあり方を示したものであった。

これに呼応し、その後、日本税理士会連合会から「中小会社会計基準研究会報告書」（中小企業向け会計基準として「中小会社会計基準」を含む）が同年の12月に公表された。そして、日本公認会計士協会からは「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」が2003年6月に公表された。これら2つの団体の会計基準は、中小企

業庁の報告書をベースに発展させたもので、互いに対峙するものではないとされていた。しかし、3つの報告書（会計基準）が併存し、その内容にも異なる部分があったために実務では混乱が生じた。

3. 中小会計指針の策定

上記の混乱を解消するべく、2005年8月には、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、および企業会計基準委員会の4団体から、統一された中小企業向け会計基準として「中小企業の会計に関する指針」（以下、中小会計指針という。）が公表された。中小会計指針は、2005年7月に公布された会社法によって、会計参与制度が導入されたことも背景としている。会計参与は中小企業の計算書類の信頼性を高めるものとされ、その抛るべきものとして、統一された中小企業向け会計基準の必要が生じたのである。

中小会計指針では、指針の作成に当たっての方針として、「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである。しかし、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められる。」⁸⁾とし、会計基準はひとつであるというシングル・スタンダードの考え方を打ち出していた。

中小会計指針は、その普及が望まれていたが、内容が比較的高度であったのと、会計参与制度の普及も進まなかったため、期待されたほどには普及しなかった。

4. 中小会計要領の策定

2012年3月、「中小企業の会計に関する検討会」は中小会計要領を公表した。同検討会は、2011年2月に設置され、検討会とワーキンググループによる議論を踏まえて策定されたものである。

同検討会は、2010年2月中小企業庁によって設置された「中小企業の会計に関する研究会」、および2010年3月に、企業会計基準委員会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本公認

図表1 中小企業向け会計基準に関する主な動き

年	月	検 討 ・ 公 表 団 体	公 表 基 準 等
1949	12	経済安定本部 企業会計制度 対策調査会	「中小企業簿記要領」
1953	10	中小企業庁	「中小会計経営簿記要領」
2002	6	中小企業庁	「中小企業の会計に関する研究会報告書」 (「中小企業の会計」を含む)
2002	12	日本税理士会連合会	「中小会社会計基準の設定について」 (「中小会社会計基準」を含む)
2003	6	日本公認会計士協会	会計制度委員会報告第8号 「中小会社の会計のあり方に関する研究会報告書」
2005	8	日本公認会計士協会 日本税理士会連合会 日本商工会議所 企業会計基準委員会	「中小企業の会計に関する指針」(中小会計指針) 民間4団体のプライベートセクター方式
2009	7	IASB	「中小企業版IFRS」(IFRS for SMEs)
2010	8	企業会計基準委員会 日本商工会議所 日本税理士会連合会 日本公認会計士協会 日本経済団体連合会	「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」
2010	9	中小企業庁	「中小企業の会計に関する研究会・中間報告書」
2012	2	中小企業の会計に関する検討 会	「中小企業の会計に関する基本要領」(中小会計要領) 〔公開〕金融庁、中小企業庁、日本商工会議所、企業会 計基準委員会(金融庁、中小企業庁が共同事務局となる 官民4団体による変則プライベートセクター方式)

出所：鈴木基史・藪下保弘 [2013] 155頁に加筆修正。

会計士協会、日本経済団体連合会によって設置された「非上場会社の会計基準に関する懇談会」のそれぞれの報告書を受けて設置されたものである。これらの報告書は、IFRSの影響を遮断し安定的なものにすること、確定決算主義を維持し税法の処理を考慮に入れること、経営者が自社の経営状態を把握するのに役立つことの重要性を提言していた。これらの意見は中小会計要領に色濃く反映されている。

中小会計指針の総頁数は64頁、中小会計要領の総頁数は26頁であり、かなりの簡素化が行われた。中小会計要領は、その本文では明確に述べていないが、企業の規模が異なり、会計の目的が異なれば、会計基準も異なるというダブル・スタンダードの立場を採っていると考えられる。本章で概観した中小企業向け会計基準発展

の経緯は、図表1のようにまとめられる。

IV わが国の中小企業政策と中小企業向け会計基準

1. 中小企業経営力強化支援法の制定

2012年6月には「中小企業経営力強化支援法」(正式名：中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律)が成立し、8月に施行された。同法は、2011年12月に中小企業庁の中小企業政策審議会企業力強化部会から公表された「中間取りまとめ—グローバル競争下における今後の中小企業政策のあり方—」(以下、「中間とりまとめ」という。)を受けたものである。同報告書は、求められる

中小企業像として、厳しい内外環境を勝ち抜く自立的な中小企業を掲げ、そのためには中小企業の潜在力・底力を引き出し、戦略的経営力を強化することが肝要であるとしている。そして、具体的な施策について提言している。

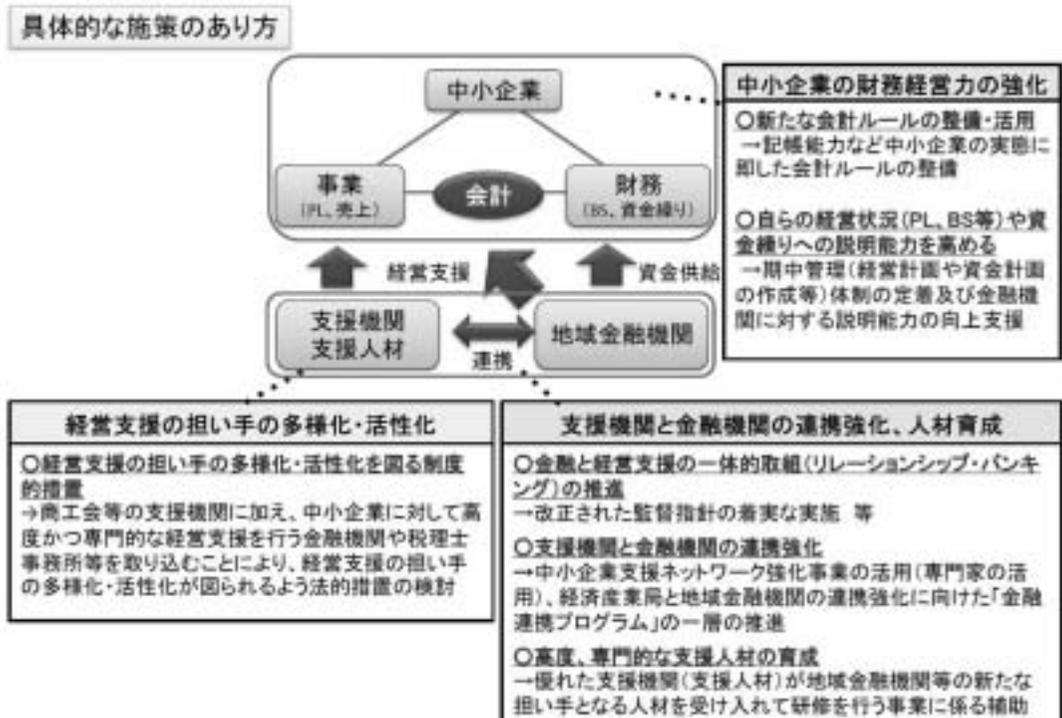
同法の重点は、中小企業の経営力の強化を図るために、①中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化を図ること、②海外展開にともなう資金調達支援を行うことである。①には、既存の中小企業支援機関（商工会議所・商工会）に加えて、より高度で専門的な支援の担い手として、税理士、公認会計士、および地域の金融機関等の専門家を取り込み、充実した経営支援を実現する狙いがある。そして、②では、いまだ低いわが国の中小企業の海外展開を支援することによって、中小企業の経営基盤の強化と、国内における雇用の創出効果を狙っている。これは、近年では製造業ばかりでなく、小売りや外食産業においても、海外に活路を見出す中小企業が増えていることを受けたものである。

同法は、中小企業を経営と金融の面から一体的に支援するものとしており、2011年5月の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正（金融庁）、2012年2月の中小会計要領（中小企業庁・金融庁が共同事務局）とあわせて、整合性をもって機能すべき位置づけにある。そして、これらの取り組みは、省庁間の垣根を越えた国家的かつ画期的なスキームであると指摘されている⁹⁾。

2. 中小企業経営力強化支援法における 中小会計要領の位置づけ

図表2は、中小企業庁の「中間とりまとめ」における経営支援の担い手の多様化・活性化と中小企業金融について、具体的施策のあり方を示したものである。この図表では、具体的施策として、①経営支援の担い手の多様化・活性化、②経営支援機関と金融機関の連携強化と人材育成、③中小企業の財務経営力の強化があげられている。

図表2 経営支援の担い手の多様化・活性化と中小企業金融



出所：中小企業庁中小企業政策審議会企業力強化部会（第6回）

配付資料5「企業力強化部会中間取りまとめ（案）参考データ集」8頁。

①では、新たな中小企業の経営支援の担い手を充実し、②では、その担い手と地域の金融機関の連携を強化して、中小企業への経営支援と資金供給の拡充を図っている。そして、それらに対応するように、中小企業側の財務経営力の強化として、計算書類の信頼性を確保するための「新たな会計ルール」を整備することによって、資金調達力を向上させること等があげられている。①～③は互いに関連しており、どれかひとつを欠いても、上記のスキームの成就是困難になるであろう。そして、中小会計要領による計算書類の信頼性確保は、「中間とりまとめ」での、③の財務経営力強化の核になるものといえることができる。

V 中小企業の資金調達と中小企業向け会計基準

前述のように、多くの中小企業では、経営上の課題として資金調達の困難さがあげられる。ここでは、中小企業の資金調達について、まずは資金借入に関する指標をみでみる。

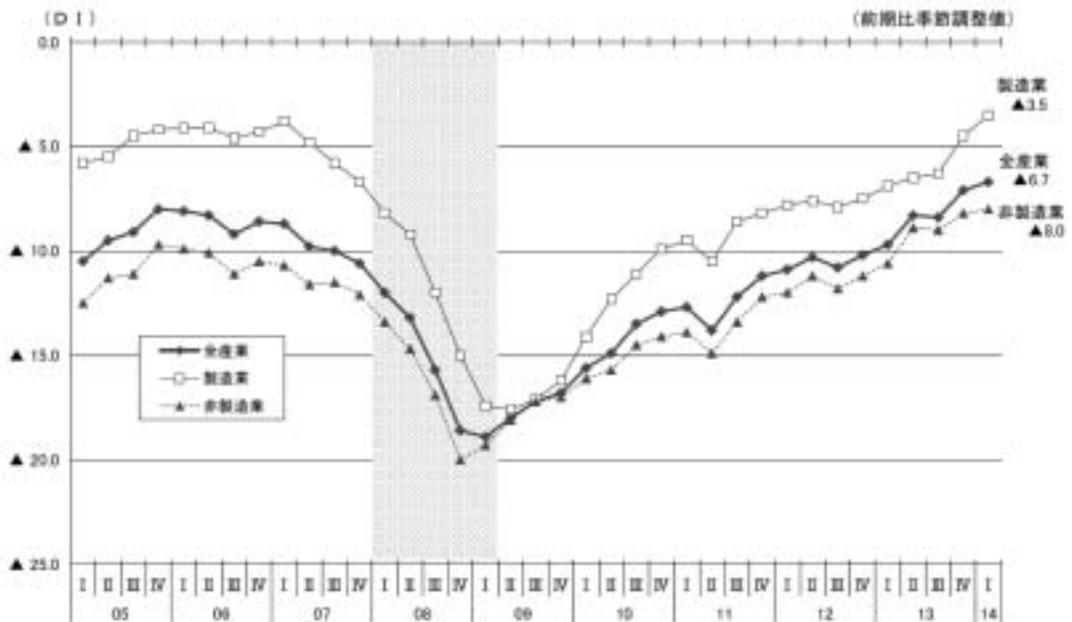
1. 指標にみる中小企業の資金調達

図表3および4は、中小企業における借入難易度DI¹⁰⁾である。これは、中小企業基盤整備機構によるもので、全国の商工会、商工会議所の経営指導員及び中小企業団体中央会の調査員による聞き取り調査によっている。

図表3の長期資金借入難易度DIは、2008年のリーマン・ショックの後で緩やかに回復し、全産業で▲6.7となっている。ただし、業種間の差異もあり、製造業で▲3.5、非製造業で▲8.0となっている（建設業▲2.4、卸売業▲3.9、小売業▲12.0、サービス業▲8.7）。また、紙幅の都合により図表を引用してはいないが、中規模企業と小規模企業の格差もあり、その差が最も大きなサービス業では9.7ポイントもの違いがある。図表4の短期資金借入難易度DIもほぼ同様の傾向であるが、短期資金の方が長期資金よりも指数は良い。それでも製造業で0.1（中規模企業6.3、小規模企業▲2.9）、最も指数の良い建設業でも1.5（中規模企業4.7、小規模企業0.9）という状況である。

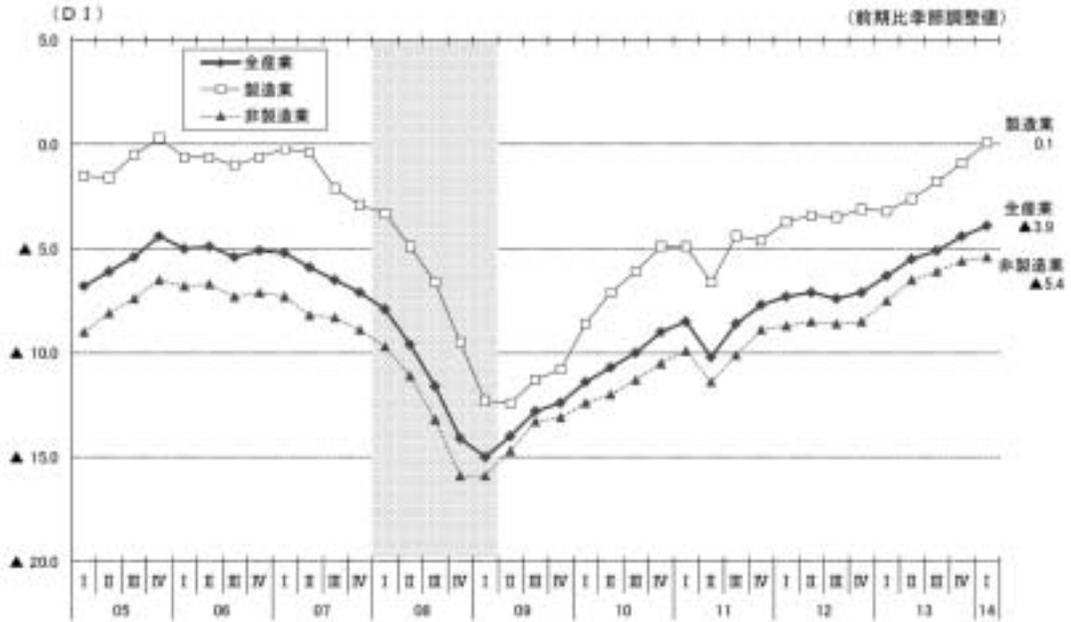
両DIは、このところの円安・株高により、かなり改善しているといえるが、依然としてマイ

図表3 中小企業の長期資金借入難易度DIの推移



出所：中小企業基盤整備機構「第135回中小企業景況調査（2014年1－3月期）」7頁より引用。

図表4 中小企業の短期資金借入難易度DIの推移



出所：中小企業基盤整備機構「第135回中小企業景況調査（2014年1－3月期）」7頁より引用。

ナス幅の縮小という企業が多い。長期・短期資金借入難易度DIがマイナスということは、借り入れが困難（前期比）と感じている中小企業が多いことを示している。

上記の企業規模による格差は、日本銀行の「短観（業種別計数）」でもみられ、金融機関の貸出態度（緩い－厳しい）では、大企業および中堅企業の区分と、中小企業の区分では明らかに差がみられる¹¹⁾。

2. 中小企業の資金調達における情報開示の現状

前述のように、資金調達における環境変化とともに、金融機関では、以前のような担保重視の融資（担保主義）から、中小企業の財務状況を重視する融資へと移行する傾向がある。そのため、円滑な融資を受けるためには、金融機関に信頼される計算書類の作成が必要になり、会計基準の整備の必要性も増大している。先の中小企業経営力強化支援法における中小会計要領の重視には、そのような背景がある。

三菱総合研究所[2007]によれば、取引金融機関から開示を求められる書類の割合は、損益計

算書（77.0%）と貸借対照表（76.2%）が多く、ついで試算表（50.7%）、税務申告書一式（35.3%）、勘定科目明細書（27.5%）、資金繰表¹²⁾（20.2%）の順になっている。また、公開企業では作成が求められているキャッシュ・フロー計算書の割合は、6.4%と低い水準にとどまっている¹³⁾。損益計算書や貸借対照表の開示は当然といえるが、決算期から半年程度経過していれば、試算表の開示も求められることが多い。税務申告書一式の割合が高いのは、税務申告書は、中小企業でも必ず作成する書類であり、政府系金融機関である日本政策金融公庫の融資を受ける際や、信用保証協会の保証制度を利用する際に提出が求められるためであろう。そして、税務申告書は、会計上の利益と税務上の利益（課税所得）に齟齬がないことや、その差異を確認するために利用されることが多い。資金繰表については、短期的な資金繰りの状況を確認するために必要とされ、作成実務が古くから定着しているために割合が高いと考えられる。同報告書によれば、金融機関への書類の提出頻度として、損益計算書や貸借対照表が年次での提出を求められることが多い（約70%）のに対して、資金

繰表では、年次での提出が26.3%、半期18.9%、四半期15.4%、月次28.6%という提出頻度である。

Ⅵ 中小企業における資金繰表およびキャッシュ・フロー計算書の役割

中小会計指針では、「会社法上、キャッシュ・フロー計算書の作成は要求されていない。しかし、経営者自らが会社の経営実態を正確に把握するとともに、金融機関や取引先からの信頼性の向上を図るため、キャッシュ・フロー計算書を作成することが望ましい。」¹⁴⁾とされている。そこでは、キャッシュ・フロー計算書の作成を求めているが、その役割と重要性は強調されている。

そして、中小会計要領においても、キャッシュ・フロー計算書の作成は求められていない。しかし、その普及のために作成された冊子¹⁵⁾には、事業計画書とともに資金繰表¹⁶⁾の活用が推奨されている。そこでは、事業計画書と資金繰表を活用して、金融機関に自社の状況を正確に説明することによって、金融機関との信頼関係を構築することが推奨されている。

中小会計指針や中小会計要領では、キャッシュ・フロー計算書の開示が求められていないため、作成される計算書類の有用性が低くはないのか、また、中小企業では、キャッシュ・フロー計算

書ではなく、資金繰表を作成することで充分なのかについて検討してみる。

1. キャッシュ・フロー計算書の役割

キャッシュ・フロー計算書は、企業の1会計期間におけるキャッシュ・フローに関する情報を、営業活動・投資活動・財務活動という活動区分別に報告するものである。活動区分別に分類することによって、営業活動の区分では、インカム・フローとキャッシュ・フローの関係の理解に資することができ、他のふたつの区分では投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローも示すことができる。

キャッシュ・フロー計算書では、減価償却のような原価の期間配分や損益計算における主観的判断を排除することができる。そのため、客観性の高い情報を提供することが可能となり、同一企業の期間比較および企業間比較が容易となる¹⁷⁾。企業の収益性と流動性を分析するためには、キャッシュ・フロー計算書が、貸借対照表や損益計算書とともに用いられることが効果的である。

キャッシュ・フロー計算書の表示方法には、直接法と間接法とがあり、わが国や米国では圧倒的に間接法を選択する企業が多い¹⁸⁾。図表5は、直接法と間接法での営業活動によるキャッシュ・フローの表示例である。一般的に、直接法では、間接法よりも直感的に資金の流れを捉

図表5 直接法と間接法での営業活動によるキャッシュ・フローの表示

キャッシュ・フロー計算書—(直接法)		キャッシュ・フロー計算書—(間接法)	
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー	
顧客から受け取った収入	765	当期利益	112
現金支出		調整減価償却費	10
仕入先への支出	550	売掛金の増加	-15
営業活動支出	148	棚卸資産の減少	-160
税金支出	48	前払費用の増加	-8
		買掛金の増加	60
		負債性引当金の増加	20
営業活動による現金	19	営業活動による現金	-93
			19

出所：鎌田信夫 [2014] 14頁に加筆。

図表6 資金繰表による資金の変動の表示

項目		月別	4月	5月	6月	
①前月繰越			100	104	151	
経常収支	収入	現金売上	50	40	55	
		売掛金回収	20	30	10	
		手形取立額	5	5	8	
		その他計上収入	2	1	2	
	②経常収入合計			77	76	75
	支出	現金仕入	30	22	35	
		買掛金支払	15	10	20	
		手形決済	8	10	8	
		人件費	5	5	5	
		経費支払	3	3	4	
		支払利息	1	1	1	
		その他経常支出	0	0	0	
③経常支出合計			62	51	73	
④経常収支差額 ②-③			15	25	2	
経常外収支	収入	短期借入	0	10	0	
		長期借入	20	0	0	
		手形割引	5	8	3	
		固定資産売却	0	10	0	
		その他収入				
	⑤財務収入合計			25	28	3
	支出	短期借入返済	4	4	4	
		長期借入返済	2	2	2	
		固定資産購入	30	0	0	
その他支出						
⑥財務支出合計			36	6	6	
⑦経常外収支差額 ⑤-⑥			-11	22	-3	
次月繰越 ①+④+⑦			104	151	150	

出所：中小企業庁財務課監修・中田哲也税理士事務所 [2011] 55頁。

えることができるといわれている。

さらに、キャッシュ・フロー計算書の作成方法としては、直接作成法、間接作成法、および資金繰表から組み替えて作成する方法が考えられる。直接作成法は、キャッシュ・フロー計算書を作成するための勘定組織を設けて、そこから誘導してキャッシュ・フロー計算書を作成する方法であり、間接作成法は、比較貸借対照表、損益計算書、およびその他の資料からキャッシュ・フロー計算書を作成する方法である。直接作成法と間接作成法には、それぞれ長短があるが、直接作成法には、以下の大きな利点があるように思われる。それは、企業のすべてのキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローが把握でき、総額表示が可能であるという利点である。さらに、貸借対照表や損益計算書の作成を待たずに、キャッシュ・フロー計算書を作成することができ、資金の把握が適時に可能という利点である。この2つの点で、直接作成法は間接作成法より優れているように思われる。直接作成法では、キャッシュ・フロー計算書を作成するための勘定組織が必要であり、実務上の煩雑さやそのコストが指摘されることが多いが、会計情報システムの発展によって、今日では十分に実務に耐えられるように思われる¹⁹⁾。

資金繰表から組み替えて、キャッシュ・フロー計算書を作成する方法をみると、資金繰表の資金概念は、現金および要求払預金等の現金であり、現金同等物を含んでおらず、キャッシュ・フロー計算書における資金概念と違いがある。また、資金繰表において、その他経常収入やその他経常支出のように「その他」の収入・支出として集約されている科目については、その内訳がわからないために、キャッシュ・フロー計算書への組み替えが困難である。

2. 資金繰表の役割

資金繰表には、資金繰予定表と資金繰実績表とがあるが、その双方を含めて資金繰表といえることが多い。通常、企業は資金繰表を用いることによって、過去の現金収支の変動を記録し、今後の現金収支の変動を予測して、資金繰りが

急激に悪化しないようコントロールしている。これは、資金不足になって、債務等の支払不能に陥らないための重要な手法である。

資金繰表の表示様式には特に定めがないため、企業は、自社の実情にあった区分や科目で決定する。図表6は資金繰表による資金の変動の表示である。この中小企業庁の例示では、資金繰表を経常収支と経常外収支に2区分している²⁰⁾。図表6からわかるように、資金繰表は、キャッシュ・フロー計算書でいうところの直接法による表示である。

3. キャッシュ・フロー計算書と資金繰表の相違とその有用性

一般的に作成されている間接作成法でのキャッシュ・フロー計算書は、一定期間の現金および現金同等物の変動を明らかにするが、日毎・月毎の資金の手当てには向いていない。一方、資金繰表は短期間の資金の変動を明らかにする。したがって、日常的な資金の管理のためには、資金繰表が優れていると考えられる。ただし、直接作成法によるキャッシュ・フロー計算書が、会計情報システムによって、リアルタイムに作成できるようになれば、その状況は変わる可能性がある。

キャッシュ・フロー計算書からは、資金が何から生み出されて、何に使用されたのかというフローの情報が得られるが、資金繰表からそのような情報を得るのはやや難しい。それは、資金繰表は期首残高と期末残高のストック差額を明らかにするだけであり、また、企業活動毎（営業・投資・財務）に区分されていないからである。そのため、経営戦略的な視点からは、キャッシュ・フロー計算書は資金繰表よりも優れているといえる。したがって、中小企業においても、資金繰表とキャッシュ・フロー計算書を併用することが、自社の経営を理解し戦略的に意思決定をするために有用だと考えられる。

前述のように、中小企業の場合は、取引金融機関からキャッシュ・フロー計算書の開示を求められることが少ない。それは、計算書類をもとに、金融機関が、資金移動表ないしはキャッ

シュ・フロー計算書を作成し、与信判断等に利用することが実務として広く行われているためだと思われる。したがって、中小企業においてもキャッシュ・フロー計算書を作成することが、円滑な資金調達に役立ち、金融機関の負担も軽減できるように思われる。

Ⅶ むすびにかえて

本稿では、中小企業向け会計基準について、その現状と課題を考察した。まず、中小企業を取り巻く環境がどのように変化し、中小企業向け会計基準の必要性が高まったのか、そして、今日まで、中小企業向け会計基準がどのように発展してきたのかを概観した。

さらに、近年のわが国の中小企業政策における中小企業向け会計基準の位置づけを確認した。そこでは、中小会計要領による計算書類の信頼性確保は、わが国の中小企業政策における財務経営力強化の核になるものであることがわかった。そこで、財務経営力、すなわち中小企業の資金調達における情報開示の現状を確認した。情報開示の現状としては、金融機関より開示が求められる割合が、資金繰表で20.2%、キャッシュ・フロー計算書で6.4%である。

わが国の中小企業向け会計基準である中小会計指針および中小会計要領は、いずれも資金繰表とキャッシュ・フロー計算書の開示を求めている。しかし、日々・月毎の資金繰りや戦略的意思決定のためには、中小企業においても、資金繰表とキャッシュ・フロー計算書を併せて作成し活用することが望ましいと考えられる。

中小会計指針および中小会計要領は、それぞれ大企業向けの会計基準より簡素なものとなっている。中小企業向けの会計基準を広く普及するためには、簡素なものであることが重要であるが、会計基準による計算書類等の信頼性確保が、わが国の中小企業政策で重視されているならば、資金繰表とキャッシュ・フロー計算書による財務情報の開示は充実すべきであろう。

中小会計指針および中小会計要領の棲み分けの必要性、中小企業の財務情報の保証制度、中

小企業経営力強化支援法によって重くなった税理士の役割等、検討できなかった課題も多いが、今後の検討課題としたい。

謝辞

本稿は、岐阜経済大学地域経済研究所の共同研究プロジェクトの研究成果の一部である。貴重な研究の機会を与えていただいたことに深く感謝申し上げる。

【注】

- 1) 渡辺和夫 [2003] 54頁。
- 2) 中小企業庁 [2012c] 4-8頁。このような状況の中で、厳しい内外環境を勝ち抜くためには、自立的な中小企業の育成強化が重要とされている。そして、以下のような戦略的経営力の強化が必要であるとされる。①成長のための知恵・知識・ノウハウ、②資金の確保・調達力、③財務経営力（財務状況を認識し、それにもとづいた的確な経営方針を構築する力）、④国際競争に耐えうる技術力・人材である。
- 3) 中小企業庁 [2002] 4頁。中小企業を巡る環境の構造的変化については同報告書の4-12頁を参照されたい。
- 4) 「中小企業簿記要領」の詳細については、岩邊晃三 [1987a]、岩邊晃三 [1987b] を参照されたい。
- 5) 金子 宏 [2013] 58頁。
- 6) 黒澤 清 [1980] 78頁。
- 7) 中小企業庁 [2002] 65頁。
- 8) 「中小企業の会計に関する指針（平成25年版）」パラグラフ6の前の要点より。
- 9) 坂本孝司 [2012] 47頁。
- 10) DI (diffusion index) は、前期比（季節調整値）で、借入難易度が、「容易」、「不変」、「困難」のいずれかで企業に回答してもらい、「容易」と答えた企業の割合から「困難」と答えた企業の割合を引いた指数である。
- 11) 日本銀行 [2014] では、全産業における2014年3月現在のDIは、大企業で21、中堅企業で19、中小企業で9である。
- 12) 三菱総合研究所 [2007] では、「資金繰り表」という用語が使われているが、本稿では、「資金繰表」で統一している。

- 13) 三菱総合研究所 [2007] 19頁。同報告書は、中小企業庁が毎年実施している「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」の委託をうけたものであるが、各年で集計方法が異なる。なお、中小企業庁 [2012a] (2010年11～12月に調査を実施) によれば、「中小企業の会計」(中小会計指針等) について何らかのことを知っている企業は、2005年度26.3%、2006年度34.5%、2007年度末44.0%、2008年度末42.4%、2009年度末42.0%、2010年度末39.5%となっている。
- 14) 「中小企業の会計に関する指針(平成25年版)」パラグラフ88。
- 15) この冊子は、中小企業庁財務課の監修のもとで、優成監査法人が作成した『「中小会計要領」の手引き』である(2012年4月発行)。同冊子は、各地域の経済産業局、各地域の商工会・商工会議所、中小企業団体中央会、都道府県等中小企業支援センター等で入手できる。また、2012年5月に中小企業庁ウェブサイトへ新設された「中小会計要領」の頁からダウンロードが可能である。
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>
- 16) ここでいう資金繰表は、かつて、証券取引法によって、有価証券報告書等で財務諸表外の情報として開示が要求されていた資金繰表および資金収支表とは異なり、企業が内部の資金管理に用いるものである。
- 17) 小西範幸 [2004] 130頁。
- 18) 日本公認会計士協会 [2007] 426頁。2001年から2006年の有価証券報告書公表300社では、すべての企業が間接法を採用している。
- 19) 会計情報システムの発展による直接作成法の実行可能性については、鎌田信夫 [2003]、町田耕一 [2010] を参照されたい。
- 20) 中小企業庁財務課監修・中田哲也税理士事務所 [2011]、および中小企業庁財務課監修・優成監査法人 [2012] は、どちらも2区分式の資金繰表を例示している。
- 鎌田信夫 [2014] 「資金繰り表とIAS7「キャッシュフロー計算書」の表示」『アカデミア 社会科学編』第6号
 黒澤 清 [1980] 「史料：日本の会計制度(13)」『企業会計』第32巻第1号
 経済安定本部企業会計制度対策調査会・企業会計研究会 [1950] 『中小企業簿記要領』大蔵財務協会
 小西範幸 [2004] 『キャッシュフロー会計の枠組み—包括的業績報告システムの構築—』岡山大学経済学部(岡山大学経済学研究叢書第31冊)
 坂本孝司 [2012] 「中小企業政策および金融政策における「中小会計要領」の意義」『企業会計』第64巻第10号
 佐藤倫正 [2002] 『資金会計論』白桃書房
 鈴木基史・藪下保弘 [2013] 「中小企業の会計基準の諸相」『富大経済論集』第59巻第2号
 高橋勝一・松井静郎・坂田武雄 [1953] 『中小会社経営簿記要領と解説』中央経済社
 中小企業基盤整備機構 [2014] 「第135回中小企業景況調査(2014年1—3月期)」
 中小企業庁 [2002] 「中小企業の会計に関する研究会報告書」
 中小企業庁財務課監修・中田哲也税理士事務所 [2011] 『中小企業の会計34問34答(平成23年指針改正対応版)』中小企業庁
 中小企業庁 [2012a] 「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果報告書」
 中小企業庁 [2012b] 「中小企業政策審議会企業力強化部会中間取りまとめ—グローバル競争下における今後の中小企業政策のあり方—」。なお、この報告書は、参考資料を加えて、中小企業庁 [2012c] 『中小企業の企業力強化ビジョン—グローバル競争下における今後の中小企業政策のあり方—』(経済産業調査会) としてまとめられている。
 中小企業庁財務課監修・優成監査法人 [2012] 『「中小会計要領」の手引き』中小企業庁
 中小企業庁 [2013] 『2013年版中小企業白書 自己変革を遂げて躍動する中小企業・小規模事業者』中小企業庁
 中小企業の会計に関する検討会 [2012] 「中小企業の会計に関する基本要領」
 日本銀行 [2014] 「短観(業種別計数)—2014年3月—」(第160回全国企業短期経済観測調査)
 日本公認会計士協会 [2007] 『決算開示トレンド 有価証券報告書300社の実態分析(平成19年版)』中央経済社
 日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2014] 「中小企業の会計に関する指針(平成25年版)」
 町田耕一 [2010] 「直接法によるキャッシュフロー計算書」『國士館大学政経論叢』第151号
 三菱総合研究所 [2007] 『「中小企業の会計」についての実態調査」に関する報告』
 渡辺和夫 [2003] 「資産評価規定の変遷とその背景(3)」『商学討究』第54巻第1号

【参考文献】

- 岩邊晃三 [1987a] 『「中小企業簿記要領」の意義と内容(上)』『社会科学論集』第61号
 岩邊晃三 [1987b] 『「中小企業簿記要領」の意義と内容(下)』『社会科学論集』第62号
 岡部勝成 [2010] 『キャッシュ・フロー会計情報と企業価値評価—九州地区の中小企業をめぐる実証分析—』税務経理協会
 金子 宏 [2013] 『租税法(第18版)』弘文堂
 鎌田信夫・澤村隆秀 [1987] 「資金繰表における資金情報開示の実態」『南山経営研究』第2巻第3号
 鎌田信夫 [1991] 『資金情報開示の理論と制度』白桃書房
 鎌田信夫 [2003] 「会計情報システムに基づくキャッシュ・フロー情報の処理—直接法の採択にむけて—」『会計』第164巻第1号